

(2) 決定——連邦の法規制機関が、その管轄内の事項に関して、以上の例外規定のうちの1つあるいは複数が消費者保護のために必要ではなくかかる例外規定を廃止しても消費者にとっての実質的なリスクや危害の増大に結びつかないという決定を下し、それを一般通告し一般からの見解を募集する機会を持った後で公表した場合、当該機関は第101項の適用を拡大し、該当する例外規定にまで同項を適用することができる。

第104項 連邦・州政府への適用性

(a) ファイル保管とアクセスの必要——上記(c)(2)に基づき、本条のいかなる規定も、連邦規制機関や自己規制機関、あるいは州の規制機関が規定の基準や書式に従って記録をファイル保存しておく必要に制限を加えたり、かかる必要を無効化するものではない。

(b) 既存の法制定権限の保持——

(1) 解釈権限の利用——

上記(2)ならびに(c)に則り、その他の法令に基づいて法規を策定する責任を負う連邦あるいは州の法規制機関は、かかる法規との関連で、下記の行為において第101項を解釈できる。

(A) 法規に関する規制の発令、あるいは

(B) 法規によりかかる機関が命令や指導を発する権限の範囲内で、一般に適用される命令や指導の発行。かかる命令や指導は、一般に公表され入手可能であること。(連邦の法規制機関が発する命令や指導の場合には、連邦広報)

(5/9)

本規定は、連邦あるいは州の規制機関に対して、上記に該当する命令や指導の発行権限を認めないいかなる法令に関する規制や命令、指導を発する権限を与えるものではない。

(2) 解釈権限の制限——上記(1)に関わらず、連邦の規制機関には(1)に記載された一切の規制や命令、指導が採用されず、州の規制機関は第101項により(1)に記載された規制や命令、指導の適用から除外される。ただし、以下の場合を例外とする。

(A) かかる規制、命令、指導が第101項と整合している

(B) かかる規制、命令、指導によって本項の要件以外に追加要件が加えられることはない

(C) かかる機関が、かかる規則、命令、指導の発効に関して、下記が該当することを認めた場合——

(i) 当該の規制や命令、指導に十分な正当性がある。かつ、

(ii) その目的を実現するために選択した手法が、以下の両条件を満たす

(I) 非電子式記録に対して適用される要件に基本的に等しい

(II) 電子式記録の受諾と使用に、不当な経費を課さない

(iii) その目的を実現するために選択した手法が、電子記録や電子署名の作成、補完、生成、受信、通信、もしくは認証の機能を実行するに当たって、特定の技術や特定の技術仕

様の採用・適用を義務付けておらず、またそうした特定技術・使用の採用・適用に優先的な法的地位や効力を与えていない。

(3) パフォーマンスの基準——

(A) 正確性、記録の完全性、アクセス性——上記の(2)(C)(iii)に関わらず、連邦あるいは州の法規制機関は第 101(d)項を解釈して、補完すべき記録の正確性、記録の完全性、アクセス性を確保するためにパフォーマンス基準を指定できる。かかるパフォーマンス基準の指定に当たっては、要件(i)が統治上の重要な目的に必要であり、しかも(ii)がかかる目的の実現に本質的に関係する場合には、上記の(2)(C)(iii)に違反する要件を設定することができる。第 101(d)項に準拠し、本規定のいかなる部分も、いかなる連邦または州の法規制機関に対しても、特定タイプのソフトウェアやハードウェアの使用を義務付ける権限を与えるものと解釈されてはならない。

(B) 書類または印刷物——上記(c)(1)に関わらず、下記の場合には、連邦または州の法規制機関は第 101(d)項を解釈し、物質的な印刷もしくは書類形式で記録を補完するよう要求できる。

(i) かかる要求を課すことが、法の施行や国家の安全との関係で、十分な統治上の利益につながる。かつ、

(ii) かかる要求を課すことが、かかる利益の達成に不可欠である。

(4) 市場の構成員としての政府の行為に関する例外規定——上記(2)(C)(iii)は、連邦または州政府による調達や連邦または州政府の関連機関等による調達に関する法令、法規、その他の法には適用されない。

(c) 追加的制限事項——

(1) 書類の最義務付けの禁止——上記(b)のいかなる規定も（その(3)(B)を除く）、いかなる連邦あるいは州の法規制機関に対しても、物理的な印刷その他の書式による記録を義務付け、あるいはかかる義務を再度要求する権限を与えるものと解釈してはいけない。

(2) 「政府書類削減法」に基づく義務の存続——本(a)または(b)のいかなる規定も、いかなる連邦の法規制機関に対しても、「政府書類削減法」（公法 105-277 の第 XVII 条）による義務を無効化するものではない。

(d) 合意規定からの免責権限——

(i) 概則——連邦の法規制機関は、その管轄内の事項に関しては、特定種類の記録を第 101(c)項の対象外とすることが電子商取引に対する負担の大幅な軽減のために必要であり、しかもその除外化によって消費者への実質的な危害の増大につながらない場合には、それを一般通告し一般からの見解を募集する機会を持った後で公表したうえで、当該種類の記録を同項の適用から無条件に除外することができる。

(6/9)

(2) 目論見——本法の制定日から 30 日以内に、証券取引委員会は、1940 年の「投資会社法」に基づき登録されている投資会社の発行する証券に関して広告や販売用その他の情報提供に必要とされるすべての記録を第 101(c)項から除外する上記(1)に関する法規あるいは命令を発行すること。また、1933 年の「証券法」の第 2(a)(10)(A)項の目論見の定義から除外される事項に関しても、同様の法規あるいは命令を発行すること。

(e) 政府機関の電子書状——連邦通信委員会は、政府機関からの通信サービスや書状に関する優先通信事業者の変更に関する契約において、それ以外の点では同委員会の規則に合致している限り、作成や権限付与において電子的記録や電子署名が使用されている理由だけから、その契約の法的効力や有効性、強制力を否認してはいけない。

第 105 項 研究課題

(a) 配信・配達について——本法の制定日より 12 カ月以内に、商務長官は電子メールによる電子記録の消費者への配信の効果と米国郵政公社ならびに民間配送サービスによる書類配送の効果とを比較する調査を行う。同長官はかかる調査の結果に関する報告書を、この 12 カ月の期間の満了するまでに下院に対して提出すること。

(b) 電子式契約に関する調査——本法の制定日より 12 カ月以内に、商務長官ならびに連邦取引委員会は下院に対して、第 101(c)(1)(C)(ii)項の求める手続きが消費者にとって有益かどうかを評価する報告書を提出すること。この報告書には、下記の問題を含む。この規定が電子商取引に課す負担、同規定の利益がかかる負担よりも重要かどうか、第 101(c)(1)(C)(ii)項の求める手続きが廃止されれば詐欺事件による消費者の損害件数の増加を招くかどうか、ならびに同長官ならびに同委員会が適切と考える同規定への改訂すべて。この評価の実施において、同長官ならびに同委員会は一般公衆や消費者代表、電子商取引企業からの意見を求めるものとする。

第 106 項 定義

本条に関しては、擁護を下記のとおり定義する。

(1) 消費者——「消費者」という用語は、主として個人、家庭、所帯の用途のために商取引によって商品やサービスを入手する個人のこと、ならびにこうした個人の法的代表者を指す。

(2) 電子式——「電子式」という用語は、電子的・デジタル式・磁気的・無線・光・電磁気・その他これらに類する技術に関するものを指す。

(3) 電子的エージェント——「電子的エージェント」という用語は、コンピュータ・プログラムあるいはその他の自動的手段で、独立に機能して商活動を開始したり、電子記録やパフォーマンスの全体あるいは一部に応答するものの事を指す。その活動ないしは応答の

時点において、個人による見当や行為関与なしで、こうした活動や応答は実行される。

- (4) 電子式記録——「電子式記録」とは、電子式手段によって作成、生成、送信、通信、受信、あるいは保管された契約書ないしはその他の記録のことを指す。
- (5) 電子式署名——「電子式署名」とは、契約ないしはその他の記録に付随あるいは論理的に対応する電子的音声、記号、プロセスのことで、その記録への署名として当該人物により使用あるいは採用されたもののことである。
- (6) 連邦法規制機関——「連邦法規制機関」とは、合衆国法典の第5章第552(f)項に定める機関のことである。
- (7) 情報——「情報」とは、データや文章、画像、音声、コード、コンピュータ・プログラム、ソフトウェア、データベース、ならびにその類いのものを指す。
- (8) 人物——「人物」とは、個人や法人、企業連合、階級、連合、提携、有限責任企業、連帶、合弁企業、公社、その他すべての法的・商業的実体を指す。
- (9) 記録——「記録」とは、物質的な媒体に記載された情報、あるいは電子的その他の媒体に保管されており感覚で把握できる形態で検索できるもののことと指す。
- (10) 要件——「要件」という用語には、禁止事項をも含む。
- (11) 自己規制機関——「自己規制機関」とは、連邦または州の法規制機関ではない団体あるいは実体で、連邦規制機関の監督下にあり、その構成員に適用される規則を採用・管理し、こうした規則が当該機関あるいは実体、あるいは連邦規制機関や他の自己規制機関施行によって施行されるよう、連邦法が認定した機関・実体のことと指す。

(7/9)

- (12) 州——「州」にはワシントン特別区ならびに合衆国の領土や所有地いいきを含むものとする。
- (13) 取引——「取引」とは、2者もしくは3者以上のあいだでの事業、消費、商業活動に関する行為あるいは行為の集合で、以下の行為をともなうものとする。
 - (A) (i)商品や無形資産を含む個人の所有物、(ii)サービス、(iii)上記の組み合わせ、の販売、リース、交換、ライセンス供与、その他の処分。あるいは、
 - (B) 不動産に関わる利益の販売、リース、交換、その他の処分。あるいは、上記2種類の組み合わせ。

第107項 発効日

- (a) 概則——下記の(b)に定めるところを除き、本条は2000年10月1日をもって効力を発する。
- (b) 例外規定——
 - (1) 記録の保存——
 - (A) 概則——下記の(B)に従い、本条の求める記録の保持に関する規定は、下記の定める記

録保存に関しては、2001年3月1日をもって効力を発する。

(i) 連邦の法規、法令、その他の法

(ii) 州の法規、法令、その他の法で、州の商規制機関が運営ないしは発布したもの

(B) 保留中の法策定に対する遅延適用——2001年3月1日現在で、連邦あるいは州の法規制機関が上記(A)に示した要件との関連で第104(b)(3)項に服する規制の策定をすでに発表、提案、あるいは開始しているものまだ完成していない場合には、かかる要件に関しては本条は2001年6月1日より発効するものとする。

(2) ある種の、担保あるいは保証のついたローン——ローンの担保あるいはローン担保委託（これらの用語の定義については、1990年の「連邦信用改革法」の第502項の定義に従う）、2001年度合衆国予算の連邦信用補填に列挙されているプログラムが関与するすべての取引に関しては、本条は本法の制定日ならびにそれから1年以内に締結した取引、ならびに合衆国政府が契約、担保保証、あるいは保証した取引に対してのみ該当する。

(3) 学生ローン——ローンの申し込みに関して消費者が提供したすべての記録に関しては、1965年の「高等教育法」の第IV条に従い、本法の第101(c)項は、下記のいずれか早期に実現したものが実現するまでは、適用されない。

(A) 1965年の「高等教育法」の第432(m)項に基づき約束手形の改訂を発行する時点

(B) 本法の制定日から1年間

第II条——転送可能な記録

第201項 転送可能な記録

(a) 定義——本項に関しては、下記のとおり用語を定義する。

(1) 転送可能な記録——「転送可能な記録」とは、下記に該当する電子式記録のことを言う。

(A) 当該電子式記録が書式である場合には、「統一商業法」の第3条項の定める手形

(B) 当該電子記録の発行者がそれを転送可能な記録とすることに明示的に合意している場合

(C) 不動産を担保とするローンに関係しているもの

転送可能な記録は、電子式署名によって実施することができる。

(2) その他の用語の定義——「電子式記録」、「電子式署名」、「人物」に関しては、本法の第106項にある定義を採用する。

(b) 管理権——転送可能な記録による利益の譲渡を証明するシステムが、ある特定人物がその転送可能記録の発行あるいは転送の対象となる人物であることを証明している場合に、その人物がその転送可能な記録の管理をするものとする。

(8/9)

(c) 条件——下記の各条件を満たすように転送可能な記録が作成、保管、割り当てられている場合に、システムは(b)を満足し、人物にはその転送可能な記録の管理権があるものとする。

- (1) 転送できる記録の、下記(4)、(5)、(6)に定める場合を除いて変更不能であり、唯一で、他から識別できる、原本が1部だけ存在し、
- (2) その原本が、管理権のある人物を以下のとおり定めており——
 - (A) その転送可能記録の発行対象となった人物、あるいは
 - (B) その転送可能記録がすでに転送されたことを原本が示している場合には、その転送可能記録が一番最近に転送された人物
- (3) 当該原本が管理権を持つ人物もしくは指定された保管者に転送されて保管されており、
- (4) 原本の管財人と認められる人物の追加もしくは変更を行うコピーあるいは改訂は、管理権を有する人物の同意なしでは作成できず、
- (5) 原本あるいはそのコピーのいかなるコピーも、原本ではなくコピーであることが容易に識別でき、
- (6) 原本への改訂はすべて、承認を得た改訂なのはそうでないのが直ちに識別できる。

(d) 所有者としての資格——他に合意が成立していない限り、転送可能記録の管理権を有するものが、「統一商業法」第1-201(20)項に定める転送可能な記録の所有者であると見なし、同法の定める記録あるいは書式の所有者と同等の権利と抗弁権を有する。これには、「統一商業法」の第3-202(a)項ならびに第9-308項、あるいは第9-330項が該当する場合の、しかるべき所有者あるいは購入者それぞれの権利ならびに抗弁権を含む。本条項に定めるいかなる権利の取得あるいは履行にも、配信、所有、裏書は不要である。

(e) 債務者の権利——他に合意が成立していない限り、転送可能な記録に基づく債務者は、「統一商業法」における同様の記録あるいは書式に基づく債務者と同等の権利ならびに抗弁権を有する。

(f) 管理者の証明——転送可能な記録を執行しようとする人物は、その執行の対象となる人物から要求があった場合には、自分が当該の転送可能記録の管理権者であることを示す、しかるべき証明を提示する。この証明としては、その転送可能記録の原本へのアクセス、ならびにその転送可能記録の規定を確認しその転送可能記録の管理権所有者であることを証明するのに十分なだけの関連した商取引の記録へのアクセスを含む。

(g) UCCへの参照——本項との関連では、「統一商業法」への参照はすべて、当該転送可能記録に該当する司法権所在地の「統一商業法」に対してなされるものとする。

第 202 項 発効日

本条は、本法の制定日から 90 日後に効力を発する。

第 III 条 國際的電子商取引の推進

第 301 項 國際商取引における電子式署名の使用に関する原則

(a) 電子式署名の推進

(1) 要求される処置——商務長官は、本法の第 101 項ならびに下記の(2)の原則に従い、国際的規模において電子式署名の需要と使用を推進するものとする。商務長官は、かかる原則に従いつつ、電子式署名による商取引に対する障害を排除し軽減するため、可能な限り最大限の処置を講じる。かくして、州間ならびに外国との商取引の便宜を図るものとする。

(2) 原則——本項の定める原則は、以下のとおり。

- (A) 国連国際通商法委員会が 1996 年に採択した「電子商取引に関するモデル法」の定める関連した原則を採用しつつ、電子式取引への書式面での障害を排除する。
- (B) 取引の当事者達が、自分達の取引での適切な検証技術と実施モデルを決定することを許容する。また、かかる検証技術や実施モデルが認知され実施されることを保証する。

(9/9)

(C) 取引の当事者達が、法廷やその他の手続きにおいて、彼らの検証手段や取引が有効であることを示す機会を与える。

(D) 電子式署名や検証方式に対して、他の司法問題と変わらない非差別的なアプローチを取る。

(b) 意見交換——本項の求める活動を実施するに当たり、商務長官は電子式署名の商品やサービスの提供者や利用者、その他関連した人物と意見交換をするものとする。

(d) 定義——本項において使用する「電子式記録」、「電子式署名」は、本法の第 106 項において定義した意味で使用する。

第 4 条 オンラインにおける児童保護の責務

第 401 項 贈与物を受け取る権限

「オンライン自動保護法」(47 U.S.C.231 注記) 第 1405 項は、第(g)項の後に下記を追加し、改訂される。

‘ (h) 贈与、遺贈、遺贈財産——同委員会は、その作業を推進する目的で、サービスや財産の贈与や遺贈、遺贈財産を受け取ることを許可する。この贈与には、不動産（事務所ス

ペースの使用を含む) や人的なものをも含める。同委員会の解散の時点で使用されていない贈与や供与は、提供者に返還するものとする。“

下院議長

合衆国副大統領

ならびに、上院議長

以上